

参 考 資 料

- 1 いわて体験交流施設の概要
- 2 地方自治法（抜粋）
- 3 公の施設の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- 4 公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン
- 5 いわて体験施設条例及びいわて体験交流施設条例施行規則
- 6 管理運営状況評価シート（令和 6 年度）

いわて体験交流施設の概要

I 施設の概要

1 施設の設置目的

「いわて体験交流施設」は、本県のすばらしい自然環境や、食文化などの地域固有の文化について理解を深めていただくとともに、県民の方々に「癒し」の場を提供するため、県が平庭高原地域に整備した施設です。

(1) 施設の名称及び所在地

施設の正式名称及び所在地は、以下のとおりです。

いわて体験交流施設	
平庭高原体験学習館（以下、体験学習館） 愛称：森のこだま館	岩手郡葛巻町江刈第1地割 95-55
平庭高原自然交流館（以下、自然交流館） 愛称：しらかばの湯	久慈市山形町来内第20地割 13-165

(2) 周辺図



(3) 交通アクセス	盛岡市から車で約 110 分	久慈市から車で約 40 分
(4) 敷地面積	体験学習館 0.4ha	自然交流館 0.1ha
(5) 延床面積	体験学習館 669.33 m ²	自然交流館 658.12 m ²
(6) 構造	体験学習館 木造平屋建	自然交流館 RC 平屋建
(7) 工期	平成 18 年 10 月～平成 20 年 3 月	
(8) 総事業費	約 6 億円	
(9) 開館時期	体験学習館 平成 20 年 5 月 30 日	自然交流館 平成 20 年 4 月 8 日

2 施設の主な特徴

(1) ユニバーサルデザインの実現

広く、県内外の方の様々な方に利用していただくことから、施設内はユニバーサルデザインの考え方を導入しています。

(2) 県産木材の利用

県内の森林環境保全や木材の地産地消に寄与するため、施設の各所に県産木材を導入しています。

(3) エコエネルギーの導入

環境に配慮した「岩手型」木質バイオマスボイラーやペレットストーブを導入しています。

(4) 周辺施設や環境との調和

本施設は、久慈平庭県立自然公園内にあることから、施設の整備に当たっては、周辺の自然環境や周辺施設との調和に配慮しています。

3 駐車場

駐車場は、以下のとおり利用できます。(無料)

施設名	台 数		備考
	一般利用者	身障者等用	
体験学習館	17 台	2 台	—
自然交流館	50 台	2 台	隣接する平庭山荘の駐車場を利用

4 施設の機能

名 称	施設機能
平庭高原 体験学習館 (森のこだま館)	・ 地域資源等を活かした各種体験 (※) ※ 提供体験メニュー 押し花作り、草木染め、木工、菓子作り、そばうち、つる細工、さきおり、豆腐作り、山ぶどう、蒸留酒 山ぶどう収穫、蒸留酒 (ブランデー) 作り等 ・ 地域交流室 など ・ ペレットボイラー (「いわて型」を導入)
平庭高原 自然交流館 (しらかばの湯)	・ 入浴機能 (浴室、サウナ×2) ・ 地域交流スペース ・ チップボイラー (「いわて型」を導入)

5 施設の開館日及び開館時間

施設の名称	開館日	開館時間
体験学習館 森のこだま館	年末年始（12/30～1/3）を除く毎日	・ 9：00～17：00
自然交流館 しらかばの湯	毎日	・ 日帰り入浴客 6：00～ 9：00 11：00～21：00 ・ 平庭山荘宿泊客 16：00～24：00 翌朝 6：00～ 9：00

※自然交流館については、清掃のため利用できない時間帯があります。

II 管理運営体制

1 施設の管理運営主体

（１）指定管理者制度

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ住民サービスの向上を図ることを目的としています。

いわて体験交流施設においても、サービスの向上を図るとともに効率的な運用により維持管理コストを含めた経費の節減を図ることが求められており、民間事業者等の持っている経験や能力を活用し、関連する経営ノウハウを生かしながら効果的・効率的な施設管理を行うため、指定管理者制度を導入します。

（２）現在の指定管理者

名 称	指定管理者	主な事業
体験学習館 （森のこだま館）	株式会社岩手くずまきワイン （葛巻町江刈 1-95-55）	隣接する葛巻ワイナリー、森の館ウッドィ等を運営
自然交流館 （しらかばの湯）	平庭観光開発株式会社 （久慈市山形町来内 20-13-1）	隣接する平庭山荘、白樺村、スキー場等を運営

〔参考〕 前回の指定管理者の選定経緯

日程	内容
令和２年５月	いわて体験交流施設指定管理者選定委員会設置
令和２年７月	第１回選定委員会（委員長及び副委員長の選任、基本方針、申請書及び仕様書の決定）
令和２年９月	第２回選定委員会（指定管理者の選定）
令和２年１２月	１２月県議会において指定について可決

（３）現在の指定管理期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで（５年間）

（４）指定管理者の業務範囲

指定管理者は、利用者が快適に利用できる施設の管理運営、施設利用拡大のためのイベント事業企画やＰＲ活動など利用者ニーズの変化に柔軟に対応した施設運営を行います。

① 企画運営業務

企画運営業務、広聴広報業務、施設・設備等の貸出業務及び出納管理、施設の目的に合致する自主事業 など

② 維持管理業務

建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構施設保守管理業務、清掃業務、警備業務、備品・什器等の管理業務、駐車場管理業務（体験学習館のみ）、その他（事業報告書の作成、事業計画書及び収支予算書の作成、利用状況等の把握、利用者の苦情処理、防災訓練の実施等） など

2 施設相互の連携

指定管理者は、体験学習館、自然交流館及び平庭地区に設置されている周辺施設間の連携の強化を図りながら、利用者の満足度の向上に努めます。

3 管理体制の考え方

本施設全体を統轄するための最終的な指揮監督権は設置者である県が所管し、指定管理者は、通常、施設現場における管理権限を代行するとともに、派生する責任についても第一義的に負うことになります。

なお、災害等の緊急時における対応については、設置者である県の指揮等に基づきながら、指定管理者が適切に対処することとします。

第十章 公の施設

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成 16 年 7 月 12 日条例第 36 号

改正

平成 23 年 3 月 16 日条例第 16 号

公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例をここに公布する。

公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公の施設に係る指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 2 条 法人その他の団体であつて指定管理者の指定を受けようとするもの（以下「指定申請法人等」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添付して、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事、教育委員会又は公営企業の管理者（以下「知事等」という。）が定める日までに、知事等に提出しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理に関する計画（以下「管理計画」という。）を記載した書類
- (2) 指定申請法人等に係る経営状況及び業務内容を明らかにすることができる書類
- (3) その他知事等が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第 3 条 知事等は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適当と認める指定申請法人等を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 管理計画に基づく管理により当該公の施設における県民の平等な利用の確保が図られるものであること。
- (2) 管理計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- (3) 指定申請法人等が管理計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。
- (4) その他知事等が別に定める基準

(指定等の告示)

第 4 条 知事等は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(変更の届出)

第 5 条 指定管理者は、その名称、住所その他知事等が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を知事等に届け出なければならない。

2 知事等は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

(管理の原則)

第 6 条 指定管理者は、その管理する公の施設における県民の平等な利用の確保を図るとともに、当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるよう、

管理計画に基づき当該公の施設を適正に管理しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第 7 条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後速やかに、同日の属する年度の開始の日から当該指定を取り消された日までの期間についての事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況に関する事項
- (2) 利用状況に関する事項
- (3) 経理の状況に関する事項
- (4) その他知事等が必要と認める事項

(原状回復義務等)

第8条 指定管理者は、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、知事等の指示するところにより、その管理を行わなくなった公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならない。

第9条 指定管理者は、その管理する公の施設の施設、設備、資料又は美術品を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、知事等の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第10条 指定管理者の役員若しくは当該指定管理者に係る公の施設の管理の業務に従事している者又はこれらの者であった者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定の取消し等)

第11条 知事等は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法令の規定に違反したとき。
- (2) 第3条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第7条本文の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の事業報告書を提出したとき。
- (4) その役員若しくはその指定に係る公の施設の管理の業務に従事している者又はこれらの者であった者が、前条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

追加〔平成23年条例16号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月16日条例第16号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン

平成 16 年 7 月 23 日策定
平成 17 年 3 月 17 日一部改正
平成 20 年 4 月 1 日一部改正
平成 23 年 11 月 4 日一部改正
平成 24 年 9 月 27 日一部改正
令和 4 年 3 月 30 日一部改正
令和 5 年 4 月 1 日一部改正
岩手県総務部管財課

この「公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン」は、平成 15 年 9 月 2 日に地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号。以下「改正法」という。）が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理に指定管理者制度が導入されることとなったことから、その効果的な運用に向けて、基本的な考え方を定めるものである。

1 指定管理者制度の概要

(1) 指定管理者制度とは

- これまでの管理委託制度のもとでは、公の施設の管理は、普通地方公共団体が出資している法人で政令において定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体にしか委託できなかったが、法改正により規制が緩和され、民間事業者等幅広い団体が、議会の議決を経て指定管理者として指定されれば、施設の管理を行うことが可能となったものである。
- 指定管理者制度導入の目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」である。
- 指定管理者となれるものは、法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ない）であり、個人は除かれる。

(2) 指定管理者制度の仕組み

■ 平等利用の確保（法第 244 条関係）

施設の管理にあたっては、住民の平等利用の確保、差別的取扱いの禁止が義務付けられている。

■ 条例の制定（法第 244 条の 2④）

指定の手続き、指定管理者に行わせる管理の基準、業務の範囲はあらかじめ条例で定めるところとされている。

■ 指定の議決（法第 244 条の 2⑤、⑥）

指定管理者の指定をしようとするときは、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

■ 事業報告（法第 244 条の 2⑦）

指定管理者は、毎年度終了後、知事に業務報告書を提出しなければならない。

■ 利用料金制（法第 244 条の 2⑧、⑨）

県は利用料金を、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより指定管

理者が定めるが、その場合、指定管理者はあらかじめ利用料金について県の承認を受けなければならない。

■ 指定の取消し等（法第 244 条の 2⑩、⑪）

県が公の施設の管理の業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をした場合に、これらの指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化している等、公の施設の適正な管理に著しい支障が生じる恐れがある場合は、指定を取り消すことができる。

■ 権限の範囲

指定管理者は、条例の定めにより施設の使用許可を行うことが可能であるが、使用料の強制徴収（法第 231 条の 3）や不服申立てに対する決定（法第 244 条の 4）、行政財産の目的外使用許可（法第 238 条の 4 第 7 項）等、行政処分権限を代行することはできない。

(3) 制度導入の対象施設

- 従来の管理委託制度は指定管理者制度に一本化されるため、公の施設の管理は、指定管理者制度を導入せず県が直接管理する方法又は指定管理者制度を導入する方法のみが可能となる。
- 公の施設のうち改正前の地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理委託している施設については、改正法施行（平成 15 年 9 月 2 日）後、3 年以内に、個別の条例を改正し、県が直接管理する場合を除き、指定管理者を指定しなければならない。なお、個別の法律で、施設の管理主体が限定されている場合は、指定管理者制度を採れないものであること。

(4) 制度導入に係る条例整備

本県における条例の整備方法としては、指定管理者の指定の手續及び指定管理者に共通な一般的事項については通則条例で定め、それ以外の項目については、個別の設置条例を改正する方法で整備するものである。

条例で定める事項	内 容	整備方法
■ 指定の手續き	申請、選定、指定管理者に共通する一般的事項	「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」（以下「指定手續等条例」という。）の制定（平成 16 年 7 月 12 日施行）
■ 管理の基準	休館日、開館時間、使用制限の要件、管理を通じて取得した個人情報等の取扱い等	} 個別の公の施設の設置条例を順次改正
■ 業務の範囲	施設・設備の維持管理の範囲、個別の使用許可など指定管理者が行う業務の具体的範囲	

2 制度導入に係る基本的考え方

(1) 対象となる施設のあり方検討と制度導入の考え方

- 岩手県集中改革プログラム（平成 20 年 1 月策定）の「改革 2 民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくり」に基づき、質の高いサービス提供や、効果的・効率的な施設

の運営を推進するため、指定管理者導入施設のモニタリングによる効果検証や、指定管理者制度の導入や更新にあたって、環境の変化等を踏まえた公の施設のあり方の検討を行う。

- 施設毎に指定管理者に行わせる管理の基準、業務の範囲、指定の期間の他、募集方法、選定方法などについて検討し、基本方針を定める。

3 指定の手続き

(1) 指定管理者の候補者の募集

ア 募集方法

指定管理者制度の趣旨に基づき、民間法人等の幅広い参入の機会を確保し、競争原理を働かせるために、指定管理者の募集は原則、公募とする。

ただし、施設の性格、規模、機能、設置経緯等を考慮し、適当と判断される理由があるときは、公募によらず特定の団体を指定管理者の候補者として選定することも可能であること。

なお、非公募の場合であっても、候補者の適格性について公募に準じて審査する必要があること。

【公募によらず指定管理者の候補者を選定できる場合の例】

- ・ 公募を行った結果、申請がなかったとき又は審査の結果、候補者として適当なものがなかったとき。
- ・ 地元自治体の要望や施設の設置目的を考慮し、当該自治体に管理を行わせることが適当であると判断されるとき。
- ・ 公の施設の設置目的及び業務の性質等から、特定の団体に管理を行わせることが適当であると判断されるとき。
- ・ P F I 法等の公民連携手法により施設整備及び管理運営が一体的に行われるとき。
- ・ 指定管理者の取消し等により、次の指定管理者を選定するに当たり公募するいとまがないとき。
- ・ その他公募を行わないことに合理的な理由があるとき。

イ 募集期間及び周知方法

- 募集期間は、1ヶ月以上とし、応募を希望する団体が十分に検討できる周知期間を設ける。
- 周知方法は、県の広報、ホームページ、掲示板、新聞、広報紙、通知などにより広く周知を行う。
- 現地説明会の開催や、質問の受付を相応な期間行うなど、応募者からのより良い企画提案が得られるよう配慮する。

ウ 募集要項の記載内容

募集要項には、施設の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、申請方法、選定基準・選定方法、現在の委託条件、委託額、利用実績など広く情報提供を行う。

(2) 指定管理者の候補者の選定

選定の透明性、公平性を確保するために、下記の事項に留意する。

- 最適な候補者を選定するため、選定にあたっては必要に応じて外部の意見を反映させること。
- 外部意見の反映については、必要に応じて専門的な知識を有する有識者などを交えた選定

委員会などを設置する。

- 選定委員会は、指定管理者の選定審査の段階での客観性、公平性を確保するため、審査基準等の策定や募集要項の策定の段階から関わっていくことも考えられる。
- 選定にあたっては、指定手続等条例第 3 条に示している、公平性、効率性及び効果性、安定性について、それぞれの施設の機能、性質、設置目的を踏まえた選定基準を設け、総合的に審査する。
- 選定委員会による選定過程の公開については、「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成 11 年 3 月 31 日制定）に従って適正に行う。
- 選定結果については、情報公開条例（平成 11 年条例第 61 号）第 7 条第 1 項各号に該当するものを除き公表するよう努める。

(3) 指定管理者の指定期間

指定管理者の指定期間は、指定管理者制度の趣旨を十分に生かせるよう、競争性を確保しつつ、各施設の設置目的、利用者の状況、サービスの継続性や安定性を踏まえ、概ね 3 年～5 年程度とする。

(4) 指定管理者の指定議決

指定管理者の指定にあたっては、次の事項について議決を得る。

【議決事項】

- ・ 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
(類似の施設名称との混乱を避ける必要がある場合は所在地も)
- ・ 指定管理者となる団体の名称と住所
- ・ 指定期間

(5) 指定等の告示

指定管理者を指定したとき、又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示する。

4 協定の締結

指定管理者と県で協議のうえ、必要に応じて公の施設の管理に関する協定を締結する。

協定書には、管理の基準や業務の範囲など条例で定める事項のほか、管理に係る業務の内容に関する事項（指定期間、事業計画、利用料金、業務報告・事業報告、指定の取消し・業務停止、リスク分担、業務の再委託に関すること、関係法令の遵守など）、県が支払う管理費用に関する事項、指定管理者が管理を通じて取得した個人情報の取扱いに関する事項（必記事項）、危機管理に関する事項、その他管理業務の実施にあたっての必要事項について記載する。

5 施設設置者としての県の対応

(1) 実地調査、指示

- 県は、指定管理者が管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、

当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

【調査や指示が必要な場合の例】

- ・ 利用者に対し、正当な理由がないのに施設の利用を拒んだり、不当な差別的な取扱いをするようなとき
 - ・ 施設の形質を許可なく変更するようなとき。
 - ・ 経営効率を重視するなどの理由により、要員の配置や施設の管理が当該公の施設の設置目的を効果的に達成するために適切なものとなっていないとき。
 - ・ 承認料金制をとる場合、明らかに値下げを申請すべきにも関わらず、これをしないとき。
 - ・ 災害等の緊急時において、施設を利用しようとするとき。
- 施設の設置者としての責任を果たすため、利用者の満足度や苦情などをモニタリングする仕組みを整え、必要に応じて立入り調査を行い、改善勧告など行う。

(2) 履行確認と評価

県は、施設の設置者として、公の施設の適正かつ確実な管理運営体制を確保し、指定管理者の業務改善及び県民サービスの向上に資するため、随時、指定管理業務の履行確認を行うとともに、原則として毎年度終了後、管理運営状況の評価を行い、評価結果の公表を行う。

(3) 指定の取消し等

県が公の施設の管理の業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をした場合に、これらの指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化している場合等、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 その他

(1) 暴力団員等の排除の措置

ア 公の施設の管理運営からの排除

- 団体の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者（以下「暴力団員等という。」）であるときは、当該団体を指定管理者に指定しない。
- 県は、指定管理者に応募する団体又は指定管理者の指定を受けた団体の役員等が暴力団員等であるかどうかについて、公の施設の管理運営からの暴力団排除に関する合意書（平成18年1月16日締結）に基づき、必要に応じて警察本部に照会する。
- 指定管理者は、警備、清掃等の個々具体的な業務を第三者に委託するときは、役員等が暴力団員等である者を相手方として契約を行ってはならない。
- 指定管理者の指定を受けた団体の役員等が暴力団員等であることが判明したとき、又

は指定管理者が業務の一部を第三者に委託する場合に、契約の相手方の役員等が暴力団員等であることを知ったにも関わらず指定管理者が当該契約を解除しなかったときは、指定管理者の指定を取り消すことができる。

イ 暴力団等の利益となる施設の利用の排除

- 公の施設の利用が暴力団又は暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の活動を助長し、又は暴力団等の運営に資するなど、暴力団等の利益となる利用と認められるときは、施設の利用を許可しない。ただし、暴力団員等であっても、暴力団等の利益とならない個人的又は家族による利用については排除の対象としない。

(2) その他留意事項

- 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないが、警備、清掃などの個々具体的な業務を指定管理者から第三者へ委託することは可能である。
- 指定管理者が行う処分については、「行政手続条例」（平成 12 年条例第 6 号）第 5 条～29 条及び 35 条が適用される。（聴聞手続きについては、聴聞規則を準用。）

7 関係法令等

- 地方自治法第 244 条関係(昭和 22 年法律第 67 号)
- 総務省自治行政局長通知（平成 15 年 7 月 17 日総行行第 87 号）他
- 公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年条例第 36 号）
- 個人情報保護に関する法律第 66 条（平成 15 年法律第 57 号）
- 個人情報保護等に関する条例第 8 条（令和 4 年条例第 49 号）
- 外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条第 5 号（平成 11 年条例第 4 号）
- 情報公開条例第 27 条（平成 10 年条例第 49 号）
- 各施設の設置管理条例及び施行規則
- 県が締結する契約に関する条例(平成 27 年条例第 35 号)
- 第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画（令和 3 年 3 月策定）

〇いわて体験交流施設条例

平成19年10月19日
条例第55号

いわて体験交流施設条例をここに公布する。

いわて体験交流施設条例

(設置)

第1条 県民の自然環境及び文化に対する理解を深め、並びに県民の保健及び休養に資するため、いわて体験交流施設(以下「体験交流施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
平庭高原体験学習館	岩手郡葛巻町
平庭高原自然交流館	久慈市

(指定管理者による管理)

第2条 体験交流施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成23年条例16号〕)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第3条 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) その他体験交流施設の利用の促進に関する業務

(使用等の許可)

第4条 体験交流施設の施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、指定管理者(知事が体験交流施設の管理を行う場合にあっては、知事。以下同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他体験交流施設の管理上適当でないとき。

3 指定管理者は、体験交流施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(一部改正〔平成23年条例16号〕)

第5条 体験交流施設において、物品の販売、募金その他これらに類する行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(行為の禁止)

第6条 体験交流施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 木竹を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- (4) 土地の形状を変更し、又は土石を採取すること。
- (5) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は飲食をすること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(使用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、第4条第3項(第5条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは体験交流施設からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
- (2) 第4条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 体験交流施設の管理上必要があると認めるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(利用料金)

第8条 第4条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金(知事が体験交流施設の管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

5 知事が体験交流施設の管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

(一部改正〔平成23年条例16号〕)

(利用料金の免除)

第9条 指定管理者は、公益上特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 指定管理者が既に収納した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第7条第4号又は第5号の規定に基づき指定管理者が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたとき。

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第11条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(平成20年3月規則第44号で、同20年4月8日から施行。ただし、第1条及び別表第1の規定(これらの規定中平庭高原体験学習館に係る部分に限る。)並びに別表第2の規定(体験ホール及びふれあい交流室に係る部分に限る。))は、同年5月1日から施行)

(準備行為)

2 公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年岩手県条例第36号)の規定による指定の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 体験交流施設に係る指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、別表第2に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて利用料金を定めることができる。

4 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

附 則(平成23年3月16日条例第16号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第23号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第11号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日条例第14号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日条例第9号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第4条、第8条関係)

体験交流施設の名称	施設名
平庭高原体験学習館	体験ホール ふれあい交流室
平庭高原自然交流館	浴場

別表第2(第8条関係)

(一部改正〔平成26年条例23号・31年11号・令和6年14号・7年9号〕)

区分		単位	利用料金の上限額	附属の設備の利用料金の上限額
体験ホール	指定管理者が行う加工体験教室に参加する場合	1人1品目1回につき	円 1,300	
	その他の場合	1時間までごとに	1,780	附属の設備を使用する場合においては、1件につき640円の範囲内で知事が定める額
ふれあい交流室		1時間までごとに	750	
浴場	小学校児童	1人1回につき	310	
	その他の者	1人1回につき	670	

備考

- 1 利用料金には、体験ホール(指定管理者が行う加工体験教室に参加する場合に限る。)を使用する際に必要な原材料費は含まない。
- 2 幼児に係る浴場の利用料金は、無料とする。
- 3 体験ホール(指定管理者が行う加工体験教室に参加する場合を除く。)及びふれあい交流室について、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、利用料金の上限額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

いわて体験交流施設条例施行規則をここに公布する。

いわて体験交流施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわて体験交流施設条例(平成19年岩手県条例第55号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び使用時間)

第2条 いわて体験交流施設(以下「体験交流施設」という。)の休館日及び使用時間は、別表第1のとおりとする。

2 条例第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、第1項の使用時間を臨時に変更することができる。

(許可の申請)

第3条 条例第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

(許可の条件)

第4条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

(1) 使用施設内の火気取締り並びに施設及び設備の保安管理に留意すること。

(2) 使用若しくは条例第5条第1項に規定する行為を終了したとき、又は条例第7条の規定に基づき許可を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。

(3) めいいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等で体験交流施設内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入館させないこと。

(4) その他体験交流施設の維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。

(指定管理者による立入り)

第5条 指定管理者は、体験交流施設の管理上必要があると認めるときは、使用中の体験交流施設の施設内に体験交流施設の管理の業務に従事する者を立ち入らせることができる。

(附属の設備の利用料金の上限額)

第6条 条例別表第2に掲げる附属の設備の利用料金の上限額は、別表第2に掲げるとおりとする。

(利用料金の免除及び還付の申請)

第7条 条例第9条又は第10条の規定により、利用料金の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、指定管理者の定めるところにより申請しなければならない。

(損傷等の届出)

第8条 体験交流施設を利用する者は、施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月8日から施行する。ただし、別表第1の規定(平庭高原体験学習館に係る部分に限る。)及び別表第2の規定は、同年5月1日から施行する。

附 則(平成27年10月23日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月26日規則第11号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月27日規則第31号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日規則第9号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(一部改正〔平成27年規則87号〕)

体験交流施設の名称	休館日	使用時間
平庭高原体験学習館	12月30日から翌年1月3日まで	9時から17時まで

平庭高原自然交流館	6時から9時まで及び11時から21時まで(久慈市が設置するセンターハウス平庭山荘に宿泊する場合にあっては、その到着の日の16時から出発の日の9時まで(零時から6時まで及び9時から11時までを除く。))
-----------	--

別表第2(第6条関係)

(一部改正〔平成31年規則11号・令和元年31号・7年9号〕)

区分	単位	利用料金の上限額(1回につき)
ビデオプロジェクター	1台	円 640
スクリーン	1台	290

(別紙1)

管理運営状況 評価シート【令和6年度】

(評価日令和7年5月30日)

1 施設の概要

施設名	いわて体験交流施設平庭高原体験学習館（愛称：「森のこだま館」）
所在地	岩手県葛巻町江刈 1-95-55
電話・FAX	TEL：0195-66-2320 FAX：0195-68-7800
HP・電子メール	http://www.morinokodamakan.in メールアドレス staff@morinokodamakan.in
設置根拠	いわて体験交流施設条例
設置目的	（設置：平成20年4月28日） 県民の自然環境及び文化に対する理解を深め、並びに県民の保健及び休養に資する
施設概要	敷地面積：4,186 m ² 建物面積：669 m ² 主な施設：体験施設（体験コーナー、食堂、交流室、事務室当）、受変電設備（1棟）、浄化槽（1基）、排水路（一式）
施設所管課	岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室 （電話 019-629-5211 内線（5211）、メールアドレス AB0016@pref.iwate.jp）

2 指定管理者

指定管理者名	株式会社岩手くずまきワイン
指定期間	平成3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
連絡先	株式会社岩手くずまきワイン 平庭高原体験学習館 館長 中橋淳也

3 指定管理者が行う業務等

業務内容（主なもの）	●施設の運営（使用許可等、利用料金の設定、相談等、サービスの企画運営、利用促進） ●施設の維持管理		
職員配置、管理体制	4名（常勤換算3名） （令和5年4月1日現在）	組織図 館長（1）一直販課職員（3）	
	（内訳） 正職員1名、非常勤・パート職員3名		
利用料金	●体験料（押し花：200円、草木染：540円、木工600円、クッキーづくり：270円、パン作り100円、そば打ち：300円、さきおり：300円、豆腐作り：540円、山ぶどう収穫：780円、蒸留酒：900円、その他：1,000円以内） ●ふれあい交流室使用料：550円／1時間		
開館時間	9:00～17:00	休館日	12月29日～1月3日

4 施設の利用状況

(単位：人)

(利用者数、稼働率等)	前期間 平均	指定管理期間						備考
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	期間平均	
第1四半期	6,130	3,405	2,846	2,656	3,650	—	3,139	—
第2四半期	4,864	2,376	2,796	3,812	2,548	—	2,883	—
第3四半期	4,920	2,727	2,718	1,815	1,952	—	2,303	—
第4四半期	3,501	1,232	1,435	1,771	1,336	—	1,444	—
年間計（実績）	19,416	9,740	9,795	10,054	9,486	—	9,769	—
年間計（計画）		27,600	27,876	30,663	30,663	—	29,201	—

5 収支の状況

(単位：千円)

区 分		前期間 平 均	指定管理期間						備考
			R3 年 度	R4 年 度	R5 年 度	R6 年度	R7 年度	期間平均	
収 入	利用料金収入	17,753	14,403	20,253	18,228	20,058	－	18,235	－
	県委託料	225	1,148	1,783	0	0	－	733	－
	自主事業収入	6,769	5,353	5,579	5,110	4,897	－	5,235	－
	小計	24,748	20,904	27,615	23,338	24,955	－	24,203	－
支 出	人件費	14,750	14,395	14,793	12,817	13,206	－	13,803	－
	維持管理費	9,033	10,130	11,027	7,852	10,837	－	9,962	－
	事業費	6,845	5,502	7,746	6,985	7,671	－	6,976	－
	自主事業費	4,390	3,498	3,602	3,269	3,106	－	3,369	－
	小計	35,020	33,525	37,168	30,923	34,820	－	34,109	－
収支差額		△10,272	△12,621	△9,553	△7,585	△9,865	－	△9,906	－

6 利用者の意見等への対応状況

(1) 利用者意見（満足度等）の把握方法

把握方法	アンケート用紙を設置、記入	実施 主体	株式会社岩手くずまきワイン
------	---------------	----------	---------------

(2) 利用者からの苦情・要望

受付件数	苦情 0 件、要望 0 件、その他 0 件		
主な苦情、要望等		対応状況	
① 特になし			
②			
③			
その他利用者からの積極的な評価等			

7 業務点検・評価（※）

(1) 業務の履行状況

項 目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価 指標
運営業務	基本協定書による	朝礼による予定の共有、接遇の確認、業務日誌の回顧による反省・改善を実施した。職員の接客態度についても町民や利用者から好評の声をいただいている。	A
施設の利用状況	年間目標利用者数：27,876 周辺施設との相乗効果による収益増	年間利用者数：9,486 達成率：34% ワイナリーの他にも周辺施設との連携が一層必要である。	C
事業の実施状況	基本協定書による	イベント等は実施したが、他の団体ツアー等は相変わらず回復することがなく苦勞した。	A
施設の維持管理状況	基本協定書による	基本協定書に沿って、施設の維持管理を行っているが、経年劣化なども見られるため引き続き修繕の検討をしている。	A
記録等の整理・保管	基本協定書による	基本協定書に沿って、管理記録の整	A

		備を行った。	
自主事業、提案内容の実施状況	利用者増に向けた積極的な事業実施	職員からの積極的な提案を募集し、取り組んだ。	A
(施設所管課評価) ・成果のあった点 施設の管理運営を適切に実施した。 ・改善を要する点 利用者数及び収支均衡に向けた取組の推進を図ること。			B

(2) 運営体制等

項 目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
職員の配置体制	（株）岩手くずまきワインの体制内での対応	職員が不足する場合は本社からの応援体制をとり対応した。	A
苦情、要望対応体制	基本協定書による	特に苦情なし。	A
危機管理体制（事故、緊急時の対応）	緊急連絡担当の配置 内部の連絡体制の整備	緊急連絡体制を整備している。	A
コンプライアンスの取組み、個人情報の取扱い	基本協定書による	朝礼や会議において法令遵守を徹底している。	A
県、関係機関等との連携体制	いわて体験交流施設利用促進戦略会議における検討等	平庭高原として連携し、魅力を感じていただける企画を検討。	A
(施設所管課評価) ・成果のあった点 県と連携調整を図り、適切な管理運営がなされた。 ・改善を要する点 特になし。			A

(3) サービスの質

項 目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
運営業務	基本協定書による	朝礼による予定の共有、接遇の確認、業務日誌の回顧による反省・改善を実施した。職員の接客態度についても町民や利用者から好評の声をいただいている。	A
利用者サービス	基本協定書による	新型コロナウイルス感染防止対策を実行しながらの体験メニュー対応に配慮した。	A
利用者アンケート等	基本協定書による	利用者、来館者が少なくアンケートを収集することができなかったが引続き、多くの意見を取り入れ改善に努める。	A
(施設所管課評価) ・成果のあった点 利用者の要望や苦情に対して適切に対応している。 ・改善を要する点 特になし。			A

(4) サービス提供の安定性、継続性

項 目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
事業収支	事業内の収支の均衡に努める	テイクアウト、デリバリーなど利用者の定着化ができています。またイベントを開催し、多くの参加者が集う場を設けた。	C

指定管理者の経営状況	相乗効果が発現するよう努める	ワインや自社商品を消費していただけるようメニューに組み込み、相乗効果の発揮に努めた。	A
(施設所管課評価) ・成果のあった点 経費節減及び周辺施設等との連携を積極的に実施している。 ・改善を要する点 収支均衡を図り、管理運営の安定化を図る必要がある。			B

※（注１）県記載欄：「事業計画・県が求める水準」、「評価指標」「施設所管課評価」

指定管理者記載欄：「実績（自己評価）」

（注２）評価指標

A：協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績（効果）があり、優れた管理がなされている。

B：概ね協定書、提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績（効果）があり、適切な管理が行われている。

C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み、または改善される見込みである。

D：協定書等の内容に対し、不適切な事項が認められ、改善を要する。

8 指定開始年度から評価年度までの総合評価

(1) 指定管理者の自己評価

① 成果があった取組み、積極的に取り組んだ事項 ・地産地消レストランはメニューに工夫を凝らし、リピートにつながるよう努めた。冬期間でも一定のリピート層に利用していただくことができた。
② 現在、苦慮している事項、今後、改善・工夫したい事項、積極的に取り組みたい事項 ・特徴のある体験メニューの開発やインストラクターの確保が必要である。 ・平庭山荘と連携した平庭高原全体での誘客を図りたい。 ・ランチタイムの来館者が多い中、ランチタイム以外の時間帯で誘客を図る仕組みをつくりたい。
③ 県に対する要望、意見等 特になし

(2) 県による評価等

① 指定管理者の運営状況について 適切な施設管理、経費節減による収支均衡に努めるとともに、利用者数の増加に向けた取組を積極的に実施していると認められる。 周辺施設等との連携や情報発信等を更に強化し、利用者数及び収支の計画達成に向けた取組を一層推進していく必要がある。
② 県の対応状況について（自己評価） 平庭高原交流促進協議会を設置し、県、市町、指定管理者及び関係機関の連携により、いわて体験交流施設及び周辺地域への集客に向けた取組を進めている。
③ 次期指定管理者選定時における検討課題等 利用者増及び収支均衡に向けた企画及び運営の検討 経年劣化に対応した計画的な修繕の検討

9 改善状況等

改善を要すると評価された項目（C、D評価の項目について）
・業務の履行状況（施設の利用状況） ・サービス提供の安定性、継続性（事業収支）
改善状況
（指定管理者から県への報告年月日： 年 月 日）
改善状況の確認
（再評価年月日 年 月 日）

(別紙1)

管理運営状況 評価シート【令和6年度】

(評価日令和7年5月30日)

1 施設の概要

施設名	いわて体験交流施設平庭高原自然交流館（愛称：「しらかばの湯」）
所在地 電話・FAX HP・電子メール	岩手県久慈市山形町来内 20-13-1 TEL：0194-72-2700 FAX：0194-72-2701 HP http://hiraniwa.com/shirakabanoyu/ メール hiraniwa@ceres.ocn.ne.jp
設置根拠	いわて体験交流施設条例
設置目的	（設置：平成20年3月25日） 県民の自然環境及び文化に対する理解を深め、並びに県民の保健及び休養に資する。
施設概要	敷地面積：3,593 m ² 建物面積：658 m ² 主な施設：入浴施設、受変電設備（1棟）、浄化槽（1基）、排水路（一式） 利用定員等
施設所管課	岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室 （電話 019-629-5211 内線（5211）、メールアドレス AB0016@pref.iwate.jp）

2 指定管理者

指定管理者名	平庭観光開発株式会社
指定期間	平成3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
連絡先	平庭観光開発株式会社 営業課 坂本正人

3 指定管理者が行う業務等

業務内容（主なもの）	○施設の運営（使用許可等、利用料金の設定、相談等、サービスの企画運営、利用促進） ○施設の維持管理		
職員配置、管理体制	6名（常勤換算3名） （令和6年4月1日現在）	組織図 社長（1） 総務課（1） 営業課（4） ※平庭観光開発株式会社の社員配置と兼ねて管理する体制	
	（内訳） 正職員6名、非常勤・パート職員0名、 他社等からの派遣0名、その他0名		
利用料金	小学生児童：260円、その他の者：520円（小学生未満の児童は無料） ※4月限定 小学生児童：150円、その他の者：400円		
開館時間	日帰り入浴客 6：00～9：00 11：00～21：00 平庭山荘宿泊客 16：00～24：00 （翌朝）6：00～9：00	休館日	年中無休

4 施設の利用状況

(単位：人)

(利用者数、稼働率等)	前期間平均	指定管理期間						備考
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	期間平均	
第1四半期	4,999	4,786	5,728	6,159	5,953	－	5,567	－
第2四半期	5,551	3,288	4,627	4,222	4,307	－	4,111	－
第3四半期	4,454	5,806	3,644	3,706	2,266	－	3,856	－
第4四半期	3,979	4,315	3,573	3,250	3,457	－	3,649	－
年間計（実績）	18,990	18,195	17,572	17,337	15,983	－	17,317	－

年間計 (計画)		30,000	30,000	30,000	30,000	-	30,000	-
-------------	--	--------	--------	--------	--------	---	--------	---

5 収支の状況

(単位：千円)

区 分		前期間 平 均	指定管理期間						備考
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	期間平均	
収 入	利用料金収入	9,247	8,866	8,501	8,425	7,517	-	8,327	-
	県委託料	317	877	2,924	0	356	-	1,039	-
	自主事業収入	4,866	5,343	5,403	5,502	5,434	-	5,421	-
	小計	14,431	15,086	16,828	13,927	13,307	-	14,787	-
支 出	人件費	2,089	2,100	2,100	2,100	2,100	-	2,100	-
	維持管理費	11,359	11,232	13,432	13,813	13,936	-	13,103	-
	事業費	1,276	1,060	894	1,197	829	-	995	-
	自主事業費	3,922	3,210	3,980	3,766	2,482	-	3,360	-
	小計	18,648	17,602	20,406	20,876	19,347	-	19,083	-
収支差額		△4,216	△2,516	△3,578	△6,949	△6,040	-	△4,771	-

6 利用者の意見等への対応状況

(1) 利用者意見（満足度等）の把握方法

把握方法	アンケート、お客様の直接の声（常連客からのご意見）	実施 主体	平庭観光開発株式会社
------	---------------------------	----------	------------

(2) 利用者からの苦情・要望

受付件数	苦情 5 件、要望 17 件、その他（評価された意見） 32 件		
主な苦情、要望等		対応状況	
①受付の対応が悪かった。		社内ミーティングを開き接客マナーについて指導した。	
②体重計が正常ではない		新しいものと交換した。	
③バスタオルが小さくて使いづらい		新しく大きいサイズのものを購入した。	
その他利用者からの積極的な評価等 清潔できれいなお風呂でした。銭湯並みの料金でサウナ、浴場も種類があり満足でした。			

7 業務点検・評価（※）

(1) 業務の履行状況

項 目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価 指標
運營業務	基本協定書による	基本協定書に沿って運営した。	A
施設の利用状況	年間目標利用者数：30,000 人 周辺施設との相乗効果による収益増	年間利用者数：15,983 人 達成率 53%	C
事業の実施状況	基本協定書による	基本協定書に沿って事業を計画し実施した。	A
施設の維持管理状況	基本協定書による	基本協定書に沿って維持管理した。	A
記録等の整理・保管	基本協定書による	基本協定書に沿って管理した。	A
自主事業、提案内容の実施 状況	利用者増に向けた積極的な事業実施	提案した事業を実施し、利用者増に向けて既存施設及び、森のこだま館とも連携を図った。	A

(施設所管課評価) ・成果のあった点 施設の管理運営を適切に実施した。 ・改善を要する点 利用者数及び収支均衡に向けた取組の推進を図ること。	B
--	---

(2) 運営体制等

項 目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
職員の配置体制	平庭観光開発(株)の体制内での対応	自社体制内で対応した。	A
苦情、要望対応体制	基本協定書による	アンケート、直接お客様から受けた意見、要望を検討し反映した。	A
危機管理体制（事故、緊急時の対応）	緊急連絡担当者の配置 内部の連絡体制の整備	マニュアルに沿って対応した。	A
コンプライアンスの取組み、個人情報の取扱い	基本協定書による	基本協定書に沿って法令の遵守及び個人情報保護に適切に取り組んだ。	A
県、関係機関等との連携体制	平庭高原交流促進協議会における検討等	定期的な戦略会議による検討を通じ、関係機関と情報共有に努めた。	A
(施設所管課評価) ・成果のあった点 兼と連携調整を図り、適切な管理運営がなされた。 ・改善を要する点 特になし。			A

(3) サービスの質

項 目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
運営業務	基本協定書による	定期的な社内ミーティングを実施し、サービスの向上に努めた。	A
利用者サービス	基本協定書による	月間サービス等、各種企画に努めた。	A
利用者アンケート等	基本協定書による	アンケートの意見、要望を定期的な社内会議で検討し反映した。	A
(施設所管課評価) ・成果のあった点 利用者の要望や苦情に対して適切に対応している。 ・改善を要する点 特になし。			A

(4) サービス提供の安定性、継続性

項 目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
事業収支	事業内の収支の均衡に努める	経費削減（節電等）に努めた。施設の経年劣化による修繕費が増えている。燃料費、光熱費の高騰により経費が大幅に増加したことが影響された。	C
指定管理者の経営状況	相乗効果が発現するよう努める	入浴施設と既存施設による相乗効果で利用者増を目指し企画運営した。スキーシーズンの入浴利用者が増加した。森のこだま館とも連携し両施設の利用をお客様へ提案した。	A
(施設所管課評価) ・成果のあった点 経費節減及び周辺施設等との連携を積極的に実施している。 ・改善を要する点 収支均衡を図り、管理運営の安定化を図る必要がある。			B

※（注１）県記載欄：「事業計画・県が求める水準」、「評価指標」「施設所管課評価」

指定管理者記載欄：「実績（自己評価）」

（注２）評価指標

A：協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績（効果）があり、優れた管理がなされている。

- B：概ね協定書、提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績（効果）があり、適切な管理が行われている。
- C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み、または改善される見込みである。
- D：協定書等の内容に対し、不適切な事項が認められ、改善を要する。

8 指定開始年度から評価年度までの総合評価

(1) 指定管理者の自己評価

① 成果があった取組み、積極的に取り組んだ事項 ・めんこい湯めぐり手形へ参画した。（年々利用者が増えてきています。） ・しらかばの湯「誕生祭」企画（入浴料：大人 400 円、小学生 150 円） ・イベントに積極的に参加（出店）し、施設の PR を行った。 ・特別なお風呂の日の提供（イベント時のタイムサービス、良いお風呂の日 11/26、樹液風呂の日など） ・スキー日帰りプラン（入浴付き）
② 現在、苦慮している事項、今後、改善・工夫したい事項、積極的に取り組みたい事項 ・高齢化が進み、お風呂に來れなくなった常連客が増えてきている。 ・施設の経年劣化による修繕費、燃料費、光熱費の高騰による経費が増えている。 ・三陸道の開通から、県外のお客様が多く見られます。お客様のニーズを捉え新規誘客に努めます。
③ 県に対する要望、意見等 ・今後も様々な情報提供をいただきますようお願いいたします。 ・経年劣化による修繕が増えてくると思われますので、柔軟な対応をお願いいたします。

(2) 県による評価等

① 指定管理者の運営状況について 適切な施設管理、経費節減による収支均衡に努めるとともに、新規顧客の獲得に向けた営業活動、日帰り入浴の利用時間の拡大など、利用者数の増加に向けた取組を積極的に実施していると認められる。 周辺施設等との連携や情報発信等を更に強化し、利用者数及び収支の計画達成に向けた取組を一層推進していく必要がある。
② 県の対応状況について（自己評価） 平庭高原交流促進協議会を設置し、県、市町、指定管理者及び関係機関の連携により、いわて体験交流施設及び周辺地域への集客に向けた取組を進めている。
③ 次期指定管理者選定時における検討課題等 利用者増及び収支均衡に向けた企画及び運営の検討 経年劣化に対応した計画的な修繕の検討

9 改善状況等

改善を要すると評価された項目（C、D評価の項目について）
・業務の履行状況（施設の利用状況） ・サービス提供の安定性、継続性（事業収支）
改善状況
（指定管理者から県への報告年月日： 年 月 日）
改善状況の確認
（再評価年月日 年 月 日）